

公立大学法人大分県立看護科学大学職員住宅貸付規程

平成18年 4月 1日
規程第 37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則第49条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が管理する職員住宅（以下「住宅」という。）の貸付けについて必要な事項を定め、もって管理の適正な取扱をを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において住宅とは、本学が、その事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員及び主としてその収入により生計を維持する者その他理事長が特に必要と認める者を居住させるために設置する建物並びにその附属建物をいう。

(住宅の管理)

第3条 住宅は、理事長が管理するものとする。

(住宅台帳)

第4条 理事長は、住宅貸付台帳（様式第1号）を備え、常時住宅の現況及び入居者等の状況を明らかにしておかなければならない。

(入居申込み)

第5条 住宅の入居申込みをしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、住宅使用許可申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(入居者の決定)

第6条 住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、入居申込者の中から、理事長が当該住宅の設置の目的に従い、職務の内容、職務上の地位及び現在の住居の状況等を勘案して決定する。
2 理事長は、前項の規定により入居者を決定したときは、当該入居者に住宅使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用開始)

第7条 入居者は、住宅使用許可書の交付を受けた日から10日以内に住宅の使用を開始しなければならない。
2 入居者が、前項に規定する期間内に住宅の使用を開始することができないときは、その理由を明らかにして使用許可のあった日から5日以内に入居延期許可申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。
3 理事長は、前項の規定により使用開始期限延期の申請がなされ、その理由が真にやむを得ないと認めたとときに限り申請者に1月以内の期限を定め、入居延期許可書（様式第5号）を交付して入居延期の許可をするものとする。

(貸付料)

第8条 住宅の貸付けについては、別に定める「職員住宅貸付料算定基準」により算定した貸付

料を徴収する。

- 2 前項により算定する貸付料は、月額とし、毎月の給料支給日にその貸付料を納入しなければならない。ただし、住宅の明渡しをする者は、明渡しの前日までに貸付料を納入しなければならない。
- 3 使用期間が1か月に満たない場合における貸付料は、日割計算によるものとする。

(費用負担)

第9条 天災、時の経過その他入居者の責に帰することのできない事由により、住宅が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担するものとする。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する「軽微である場合」の具体的適用に関する負担区分については、別表「職員住宅修繕負担区分表」によるものとする。

(貸付の取消し)

第10条 入居者が、この規程又は住宅の管理について、必要な指示に違反したと認められるときは、理事長は、住宅の貸付けを取り消すことができる。

- 2 前項の規定により住宅の使用許可を取消したときは、住宅使用許可取消通知書(様式第6号)により入居者に通知するものとする。

(住宅の明渡し)

第11条 入居者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、入居者は、20日以内に住宅を明け渡し、速やかに住宅退去届(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 退職したとき。
 - (3) 転勤により当該宿舍住宅を使用する資格を失ったとき。
 - (4) 前条の規定により貸付を取り消されたとき。
- 2 住宅を退去する場合、入居者は住宅を明け渡すまでに次に掲げる事項を履行しなければならない。
 - (1) 電気、水道、ガス、電話料金などの精算
 - (2) 放置物、ゴミなどの処分
 - (3) 仮設物の撤去
 - (4) 汚損したガラス、畳、障子、襖の補修及び張り替え
 - (5) 壁の落書きの消去、張り紙などの除去
 - (6) その他入居者が毀損した箇所の補修
 - 3 入居者は、その使用期間中において、この規程に定める入居者の義務を怠っているときは、これを速やかに履行した後、住宅を明け渡さなければならない。

(明渡猶予)

第12条 入居者が、前条第1項の規定により宿舍を明け渡さなければならない場合において、20日以内に明け渡すことができないときは、入居者は、使用許可取消通知を受けた日又は退去届を提出した日から10日以内に、明渡猶予許可申請書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により明渡猶予の申請があったときは、理事長は、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、原則として90日の範囲内で明渡すべき日を定め、明渡猶予許可(様式第9

号)を交付して明渡猶予の許可をするものとする。

3 前条第1項及び前項の規定による明渡しの日までに住宅を明け渡さない者に対しては、その超過した期間について、貸付料の3倍に相当する額を徴収することができる。

(注意義務)

第13条 入居者は、善良な管理者の注意をもって、宿舍を正常な状態において使用しなければならない。

(原形変更禁止)

第14条 入居者は、理事長の許可を得ないで建物の原形を変更し、又はその構内に建物及び工作物を建設することはできない。

(転貸禁止)

第15条 入居者は、その建物の全部又は一部を他に転貸してはならない。

(損害賠償)

第16条 入居者は、故意又は過失によって、建物又は附属物を滅失若しくは毀損したときは、その損失を賠償しなければならない。ただし、情状により、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

2 入居者は、その家族及び同居者が行った前項の行為についても、その責任を負わなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、住宅の貸付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、大分県職員宿舍管理規則(昭和39年10月13日大分県規則第81号)に基づき、現に住宅を使用している者は、この規程の施行日(以下「施行日」という。)において、第6条第1項の規定による入居者の決定を受け、住宅使用許可書の交付を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、住宅使用許可書の交付を受けたものとみなされた者は、第8条第2項の規定にかかわらず、住宅使用許可書の交付を受けたものとみなされた日の属する月から、貸付料を納入しなければならない。

4 施行日以後において新たに住宅に入居する者で、施行日に住宅使用許可書の交付を受けた者は、第8条第2項の規定にかかわらず、住宅使用許可書の交付を受けた日の属する月から、貸付料を納入しなければならない。